

ETC 走行明細還元サービス利用規定（2025.12.9 改定）

本規定の「カード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。

第1条（本規定の目的）

本規定は、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）またはカード発行会社（三菱UFJニコスまたはカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。）が提供するETC走行明細還元サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、その内容、利用方法および遵守事項等を定めたものです。

第2条（定義）

1. 「走行明細データ」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者が運営するETCシステムに基づく利用データをいいます。

なお、会員がETCマイレージサービスに関する登録を行っている場合には、有料道路管理者が別途定める「ETCマイレージサービス利用規約」に基づくETCマイレージサービス還元の利用分に係る走行データを含みます。

2. 「走行明細データ」には、第1項の定めにかかわらず、ETC多目的サービス運営事業者が別途定める「ETC多目的利用サービスに関する規程」に基づき利用したETC多目的利用サービスの利用データを含みます。

3. 「利用者」とは、当社の定める法人会員規約に定義する会員のうち、本項の全ての号を満たし、本規定を承認のうえ本サービスの利用を申し込み、当社が承認した法人または団体をいいます。

(1) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、三菱UFJニコスがクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者が別途定めるETCシステム利用規程及びETCシステム利用規程実施細則を承認した法人または団体。

(2) 当社が定めたETCカード利用規定（以下「ETC規定」といいます。）を承認のうえ、ETC機能の付帯されたカードの貸与を申し込み、当社より承認された法人または団体。

4. 「ETCカード」等、前3項の定め以外の定義については、ETC規定の定めによるものとします。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、次の号に掲げる手段を用いて、走行明細データをCD媒体または当社が認めた所定の方法で当社が還元するサービスです。

(1) 当社が当社所定の期間の利用者の走行明細データを確認します。

(2) 前号の期間において、走行明細データが存在した場合、走行明細データを取得し、利用者に還元します。

2. 本サービスで還元するデータの範囲は法人単位とします。

第4条（利用者データの提供）

当社は本サービスを実施するにあたり、当社の業務を第三者に業務委託することができるものとし、この場合、利用者は、当社が下記会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで、当該業務委託先に対し業務の遂行に必要な範囲で提供する事を予め承諾します。

(1) ETCカード番号等、当社が利用者の走行明細データの確認を行う為の事項。

(2) 当社のカード番号等、本サービスの手数料を決済するための事項。

(3) 利用者に走行明細データを還元するための、法人名、担当部署名及び担当者等、利用者がカード入会申込時に届け出た事項。

第5条（本サービスへの登録と解除）

1. 利用者から本サービスの申込みを受け、当社が登録を完了した月の翌月（以下、「サービス開始月」といいます。）よりサービスを開始するものとします。

2. 利用者は、本サービスの解除を希望する場合、書面等当社所定の方法で届出を行うものとします。この場合、当社は、その届出を受け、サービス解除手続を行うものとし、その手続きが完了した月を「サービス解除月」とします。

第6条（登録内容の変更・追加）

利用者は、本サービスの登録内容の変更を希望する場合、書面等当社所定の方法で届出を行うものとします。

第7条（サービス手数料）

1. 利用者は、本サービス所定のサービス基本料およびデータ処理料（以下総称して「手数料」といいます。）をカード等利用代金等の支払方法と同様の方法で支払うものとします。なお、手数料は理由の如何を問わずお返しいたしません。

2. 利用者は、サービス開始月より所定のサービス基本料を当社に毎月支払うものとします。

3. 利用者は、サービス開始月より走行還元データの件数に応じたデータ処理料を当社に毎月支払うものとします。

4. 当社はサービス解除月には、解除月の如何にかかわらず当該月の1ヶ月分の手数料を申し受けるものとします。

第8条（本サービスの終了）

1. 当社は利用者に事前通知のうえ、いつでも本サービスを終了させることができ、利用者は予めその旨承認するものとします。

2. サービス終了時には、当社は第4条に掲げる会員情報を、当社所定の方法ですみやかに破棄するものとし、業務委託先にも同様に義務付けるものとします。

第9条（免責）

当社は、本サービスの手数料の決済に関する事項を除いては、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

第10条（本規定に定めのない事項）

本規定に定めのない事項については、ETC規定または法人会員規約を適用するものとします。